

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和二年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島中央農業協同組合					登録検査機関の名称
抹消	追加				変更内容
幸島 弘明	綴喜 葵	戸田 翔太	重本 雅人	貞徳 三順	氏名
東広島市西条中央 四丁目九番三四 三〇二号	広島市佐伯区五日 市中央一丁目一三 番一五―四〇六号	東広島市西条御条 町四番五―二〇七 号	東広島市高屋町郷 一一三番五〇― 二〇二号	東広島市西条町寺 家五一―五番四八 号	住所
もみ、玄 米、小麦、 大麦、裸 麦、大豆、 そば	もみ、玄 米、小麦、 大麦、裸 麦、大豆、 そば	もみ、玄 米、小麦、 大麦、裸 麦、大豆、 そば	もみ、玄 米、小麦、 大麦、裸 麦、大豆、 そば	もみ、玄 米、小麦、 大麦、裸 麦、大豆、 そば	農産物検査を行う農産物の種類
令和二年 六月一日					変更年月日